

駿遠学園管理組合

令和 8 年度 第 2 回職員採用試験案内

【令和 9 年度採用】

◎児童支援員 大卒、短大卒、高校卒

◆受付期間 令和 8 年 9 月 1 日（火）午前 9 時

～令和 8 年 11 月 2 日（月）午後 5 時

◆申込方法 1 ページ以降をご覧ください。

◆問い合わせ

駿遠学園管理組合総務課

〒428-0002 島田市福用 1 1 2 番地

TEL（0547）46－5911

E-mail: sunensoumu@city.shimada.lg.jp

1 試験職種、採用予定人員等

※第2回試験と第1回試験との重複受験はできません。

第2回	児童支援員 (大学・短大・高校卒)	若干人	駿遠学園に勤務し、児童等の独立自活に向けた技能習得、社会生活に適応できる人を育てる指導に従事します。
-----	----------------------	-----	--

2 受験資格

※第2回試験と第1回試験との重複受験はできません。

	試験職種	受験資格（年齢制限、免許等）
第2回	児童支援員 (大学・短大・高校卒)	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校、短期大学、大学のいずれかを卒業した人、若しくは令和9年3月31日までに卒業する見込みの人、又は管理者がこれらと同等の資格があると認める人。 普通自動車運転免許証（AT限定可）を所有する人、若しくは所有する見込みの人。

次のいずれかに該当する人は、受験することができません。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する人

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 駿遠学園管理組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験申込手続き

受付申込期間	令和8年9月1日(火)午前9時から令和8年11月2日(月)午後5時まで
申込方法	駿遠学園管理組合ホームページ→「採用情報」→ページ下部の「令和8年度実施駿遠学園管理組合職員採用試験の案内」と進み、電子申請による申込フォーム（LoGoフォーム）への入力をしてください。

※ 電子申請の登録には、直近6か月以内に撮影した、縦長（縦4、横3程度のサイズ）の写真データが必要です。

4 必要書類の発送及び提出

受験票は、11月6日（金）頃発送します。11月13日（金）までに届かない場合は、お手数ですが、駿遠学園管理組合総務課までご連絡ください。

一次試験当日は受験票、自己紹介シート（HPでダウンロード後記入）及び誓約書をご持参ください。

5 試験日・試験会場

児童支援員

試験職種	試験日	試験会場（予定）
一次試験	11月28日（土） 9：30 入室開始 9：45 説明開始予定 10：00 試験開始予定 11：50 試験終了予定	駿遠学園 2階 会議室
二次試験	12月15日（火） ※詳細は、一次試験の合格通知時に連絡します。	島田市役所 4階 会議室

（注）

- ※1 身体に障害があり、試験場において配慮を必要とする場合は、あらかじめ申し出てください。
- ※2 自然災害や感染症の状況により、試験会場が変更する場合がありますので、ご了承ください。

6 試験科目、試験の内容、出題分野等

(1) 一次試験の試験科目

試験職種	試験科目
児童支援員	SPI 総合検査 自己紹介シート

※ 自己紹介シートは二次試験の参考とします。

(2) 二次試験の内容

一次試験の合格者に対し、次の試験を行います。

区分	試験の内容
面接	人物についての面接による試験

※ 二次試験の受験者には、卒業（見込）証明書及び成績証明書、資格免許証の写しを提出していただきます。

※ また、最終学歴が専修学校の受験者は、履修課程証明書を提出してください。

※ なお、資格免許取得見込の人については、資格免許取得後、採用までの間に資格免許証の写しを提出していただきます。

7 合格者の発表

区分	時期	方 法
一次試験合格者発表	12月2日(水) 予定	合格者の受験番号を駿遠学園管理組合のホームページに掲載します。 また、合格者の方のみに文書で通知します。
最終合格者発表	12月21日(月) 予定	合格者の受験番号を駿遠学園管理組合のホームページに掲載します。 また、合否にかかわらず全員の方に文書で通知します。

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用内定者名簿に登載し、その中から任命権者が採用者を決定します。
- (2) 採用時期は、令和 9 年 4 月 1 日を予定していますが、社会人等については、場合によりそれ以前に採用されることがあります。
- (3) 受験資格がない場合や、受験申込書等の記載事項に虚偽又は不正があると判明した場合には、合格を取り消します。
- (4) 卒業見込みの人が卒業できない場合や、免許取得見込みの人が免許を取得できない場合などには、採用されません。
- (5) 場合により、欠員補充者（補欠合格者）を設ける場合があります。欠員補充者は、令和 9 年 9 月 30 日までの間に、職員を採用する必要がある場合には、採用内定者とさせていただくことがあります。

9 給与等

- (1) 給 与 駿遠学園管理組合の定めた規定により支給します。

（大学院卒の場合も大学卒と同額です。）

初任給（令和 8 年 4 月 1 日時点、地域手当（4%）含む）

学歴	初任給
大学新卒者の場合	247,104 円
短大新卒者の場合	231,504 円
高校新卒者の場合	214,968 円

- (2) 諸 手 当 扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、
期末勤勉手当 ※該当者のみ
- (3) 勤務時間 早番 午前 6 時 45 分～午後 3 時 30 分
日勤 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
遅番 A 午後 0 時 00 分～午後 8 時 45 分
遅番 B 午後 1 時 00 分～午後 9 時 45 分
夜勤 午後 3 時 15 分～午後 12 時 00 分
明け 午前 0 時 00 分～午前 8 時 45 分
- (4) 休 日 勤務割振り表により割り振られた休日
- (5) 休 暇 有給休暇、病気休暇、育児休業、ボランティア休暇、介護休暇など

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、受験者本人に限り開示の請求をすることができます。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	請求の方法
一次試験 不 合 格 者	○一次試験の SPI総合検査の 得点及び順位	一次合格者発表日から 1 か月間 (土、日、祝日を除く。)	受験者本人が、下記書類を持 参のうえ駿遠学園管理組合総 務課へ来園し請求してくださ い。 【請求に必要なもの】 ・顔写真付の身分証明書 ・一次試験の場合は、受付番 号がわかるもの ・二次試験の場合は、一次試 験の合格通知書
二次試験 不 合 格 者	○二次試験の 面接試験の得点 及び順位	最終合格者発表日から 1 か月間 (土、日、祝日を除く。)	

※ 1 電話、郵便等による請求は受け付けておりません。

※ 2 請求者が受験者本人であることを確認できる顔写真付きの身分証明書は、運転免許証・パスポート・学生証等です。

※ 3 開示する得点及び順位は、受験者本人分に限りします。

11 特記事項

本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、あらかじめ、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号

に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

試験会場案内図

